

薬事法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

b

改正後	改正前
<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>劇薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一〇二十六の二十八（略）</p> <p>二十六の二十九 四―〔三〕―〔四〕シアノ―三―（トリフルオ ロメチル）フェニル〕―五・五―ジメチル―四―オキソ―二 ―スルファニリデンイミダゾリジン――イル〕―二―フル オロ―N―メチルベンズアミド（別名エンザルタミド）及び その製剤</p>	<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>劇薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一〇二十六の二十八（略）</p> <p>（新設）</p>

二十六の三十〜二十六の三十六 (略)

二十七〜四十七の四 (略)

四十七の五 (四R・一二aS)―九―〔二・四―ジフル

オロフェニル)メチル〕カルバモイル〕―四―メチル―六・

八―ジオキソ―三・四・六・八・一二・一二a―ヘキサヒド

ロ―二H―ピリド〔二・二・四・五〕ピラジノ〔二・一―b

〕〔一・三〕オキサジン―七―オラート(別名ドルテグラビ
ル)、その塩類及びそれらの製剤

四十七の六〜四十七の十二 (略)

四十八〜五十の三 (略)

五十の四 三―〔一R・二R)―三―(ジメチルアミノ)―

一―エチル―二―メチルプロピル〕フェノール(別名タペン

タドール)、その塩類及びそれらの製剤

五十の五〜五十の七 (略)

二十六の二十九〜二十六の三十五 (略)

二十七〜四十七の四 (略)

(新設)

四十七の五〜四十七の十一 (略)

四十八〜五十の三 (略)

(新設)

五十の四〜五十の六 (略)

五十一〜六十一の五 (略)

六十一の六 ニーデオキシ―五―(トリフルオロメチル)ウリ
ジン(別名トリフルリジン)及びその製剤

六十一の七〜六十一の十 (略)

六十二〜六十九の三 (略)

六十九の四 ナタリズマブ及びその製剤

六十九の五〜六十九の十 (略)

七十〜七十八の五 (略)

七十八の六 一〔(一R・二R・三aS・九aS)―二―ヒド
ロキシ―一―〕〔(三S)―三―ヒドロキシオクチル〕―二・
三・三a・四・九・九a―ヘキサヒドロ―H―シクロペン
タ〔b〕ナフタレン―五―イル〕オキシ〕酢酸(別名トレプ
ロスチニル)及びその製剤

七十八の七〜七十八の二十二 (略)

五十一〜六十一の五 (略)

(新設)

六十一の六〜六十一の九 (略)

六十二〜六十九の三 (略)

(新設)

六十九の四〜六十九の九 (略)

七十〜七十八の五 (略)

(新設)

七十八の六〜七十八の二十一 (略)

七十九〜九十六の十 (略)

九十六の十一 六―フルオロ―三―ヒドロキシピラジン―二―

カルボキサミド (別名フアビピラビル) 及びその製剤

九十六の十二〜九十六の二十五 (略)

九十七〜百三十六 (略)

七十九〜九十六の十 (略)

(新設)

九十六の十一〜九十六の二十四 (略)

九十七〜百三十六 (略)